（月報番號第六七一号）

No. 87

小作爭議調査表

（昭和八年十月分）

項目	内容
場所	浮羽郡姫治村大字小塩字小塩
關係人員 地主	岩佐精七
關係人員 小作人	山崎孝三
地主關係團体	ナシ
發生	昭和八年六月二〇日
終熄	昭和〃年一〇月二七日
關係地種類面積	田三段四畝 畑四畝二十六歩
小作人關係團体	日農九州同盟会浮羽郡聯合会前追支部
原因	山崎孝三は自己作の前記田畑を担保として岩佐精七に債務ありたるが之が弁済上出来ず担保田畑の所有権を譲渡するに至りたるを以て地主岩崎は土地引渡を再三交渉したるも山崎は小作権は移動せるに非ずとて応ぜざる為め内容証明を以て通告したるも回答せざるにより訴訟手続中の所細田植準備せるに因る
要求事項	土地明渡要求
經過	地主田植準備に対し日農九盟前追支部員並に支部主事施宿積人の応援の下に約二十名朝該土地に田植をせり之に対して地主姻戚に当る日農九盟会計郡年村宮田支部長高山茂市は施宿後人と謀り之か調停に奔走中の処十月二十七日下記条件にて解決せり
結果	一、小作人は昨年度分の小作料として二俵を納入すること 二、地主は小作料八俵を以て明年度より向ふ二ケ年間小作を存続せしむること
備考	

財團法人協調會福岡出張所